東京「君が代」裁判原告団・「被処分者の会」　星野です。

１０・１「君が代」裁判（三次訴訟）第２回口頭弁論傍聴者の声を送ります。
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【2010・10・1】

**早く卒業式を学校に返して欲しい！**

本日は原告側意見陳述
①市川怜美弁護士：１０・２３通達および職務命令が適法という都教委の主張の誤りについて
②渡辺厚子原告：「１０・２３通達」による養護学校の教育や卒業式が歪められた実態紹介

＊「渡辺さんの陳述を聞いていて、養護学校（今　特別支援学校）の卒業式の事例に心から驚きました。生徒・児童の身に万一の事があれば、都教委が殺人教唆などに問われてもしかるべきではないか？万一のことがあるわけがないとタカをくくっている行政にも腹が立ちます。『この裁判は生徒の裁判でもある』という山田由紀子弁護士の言葉にも同感です。」　（Ｔ・Ｍ元千葉高教組）

＊「子どもたちに寄り添い、自我と行動が具体的に教育を通して一歩一歩進んでいる実状が心を打った。その気長に待つ過程がいかに養護学校にとって必要かがよく理解できた。特性に合わせ卒業式を行う必要性がこのことから説得力があった。不起立の行動を悩みながら、子どもの介助のために出席して行った事がよくわかった。都教委は子どもたちの人権と命を傷つけている。許せない！」　（Ｔ・Ｓ　市民）

＊「日の君強制の暴挙が始まって何年にもなるのに、事態は改善されるどころか、日常化して、教育現場に近くない一般人は、ほとんど知らん顔か、自分達の存在の自由・主権の危機になぞ全く気付かずにいることが本当に怖いです。一部教員達の突出した運動ではなく、この国の全ての人の人権・尊厳にかかわる重大な問題として、人口の半数近くが行政を許さない空気を作らないと本当の解決はないと、あせり続けています。渡辺先生の相変わらず明解なことばでの、日の君強制の滑稽なまでの信じがたい狂気じみた実態について、裁判官、被告側代理人らは、きちんと聞いて学べる人間性を期待したい。」　（Ｒ・Ｏ　市民）

＊「現職として行けると時には、何とかと思って参加しました。原告が勝利して当然と思われる素晴らしい陳述でした。裁判長は早く片付けたいという姿勢でしたが、ゆっくり息の長い闘い、こちらのペースを壊されないようにしたいものですね。若い弁護士が沢山法廷のバーの中にいらっしゃり、この方たちが希望だなと思いました。」　（Ｋ・Ｈ　原告）

＊「大変感動しました。とくに渡辺さんの教育実践に感動しました。今回の陳述は『１０・２３通達』と『職務命令』がいかに子どもたちの成長を無視し、阻害し、人権を暴力的に蹂躙していることが明らかになったと思います。」　（Ｈ・Ｗ　包囲ネット）

＊「渡辺さんの陳述はハッキリ、ゆっくり、落ち着いており、とても聞きやすかった。弁護士さんの陳述は、お若いせいか、傍聴者の多くは高齢者で声を大きくしてもらわないと聞こえないということが意識されていないようでした。しかし内容は理を尽くされて、これに反論はするのは『無理を通して道理を引っ込める』形にしかならないと思います。」　（Ｎ・Ｈ　原告）

＊「渡辺先生は『卒業式は毎日の授業の延長であり、共に過ごした時間を慈しみ、生徒の新たな出発を祝う最後の授業』と述べられた。それを聞いてあらためて、何故卒業式を『おめでとう』という気持ちだけで過ごさせてくれないのかと思った。また都教委は『生徒の生命尊重』ということを言っているけれど、養護学校ではそれすら当の都教委によって危うくされていることを知って驚いた。でも実は他の学校の生徒の命だって、都教委は大事にしようとはしていないけれども。」

＊「学校現場は益々多忙。口ばかり達者な主幹教諭や、教職員をコントロールし、まとめきれない校長のもとで、『生徒の為に』という一心で２人分も３人分も働かされている毎日です。異動一年目にして文化祭担当、校長が勝手に決めた初めての合唱祭も担当している。前年度、校長はやるだけを押し付け、予算措置はゼロ、音楽専任もなし、これではやれと言われても担当者は困るだけ。さらに担任に穴があき、１２月からはそこに入ります。１１月には沖縄修学旅行にも行き、本当に２人分、３人分働いているのに、給料は減らされて１人分以下。腹が立ってしょうがありません。そんな中、授業をやりくりして傍聴しましたが、次の法廷が１０３号（１００席）の大法廷から５２７号（４２席）に変えられたことは、とてもショックでした。

とにかく学校現場は多忙で多忙で・・・。でも何とか乗り切って行きたいと思います。」　（Ｙ・Ｉ　現役原告）

＜ヒゲメモ＞
　原告を代表しての渡辺さんの感動の陳述は傍聴者の声からお読み取りください。また「三次訴訟」は千葉の弁護団を中心に構成されています。代表して弁護士登録してから９か月目の市川怜美弁護士がきめ細かに都教委側の不当な主張に反論してくださいました。次々と若手の弁護士が私たちの「正義」の裁判に参加してくださっている事に力強く、教育現場が再び、子ども、生徒、教師が明るい笑顔で一杯にするためにも、原告団、弁護団、支援者一体で「裁判勝利」目指して踏ん張りたいと思います。昨日の再雇用拒否二次訴訟、本日の東京「君が代」裁判三次訴訟と２日間連続の法廷への協力ありがとうございました。週明けの１０月４日（月）の二次訴訟の法廷は最後の証人尋問（原告３名と土屋英雄筑波大教授）です。９時３０分集合（傍聴抽選なし、先着順）１０時開廷。傍聴に是非とも駆けつけてください。

　　　　（請求人・代理人２２名　傍聴者８５名　心から感謝。　星野）